

## 女川町監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第5項及び女川町監査基準（女川町監査委員訓令第1号）第2条第2項の規定により監査を行なったので、同法第199条第9項及び同監査基準第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和5年10月27日

女川町監査委員 木 村 繁

女川町監査委員 佐 藤 誠 一

## 監査結果報告書

### 1 監査の種類 財務監査

### 2 監査の期日等

期　　日　　令和5年10月12日（木）  
場　　所　　女川町役場 3階 大会議室B  
監査委員　　木村　　繁・佐藤　誠一

### 3 監査の対象

今回はシステム関連業務委託に絞り、監査委員会議の上で2課、4業務委託を抽出の上監査した。

- (1) 道路台帳管理システム補修正等業務委託（建設課）
- (2) 統合型G I Sデータ追加更新業務委託（企画課）
- (3) メールサーバ更改業務委託（企画課）
- (4) 業務効率化等システム導入業務委託（企画課）

### 4 監査の着眼点（評価項目）

業務委託が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようになり、組織及び運営の合理化に努めているか。

### 5 監査の実施内容

各所管課から監査調書として委託契約状況調べ及び関係資料を提出の上、業務委託の概要の説明を受け、質疑応答を行うという形で監査を行った。

### 6 監査の結果

今回監査した4つの業務委託については、概ね適正に運用されていると認められた。